

横須賀市物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「「強い経済」を実現する総合経済対策」における物価高への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、物価高騰対策支援金給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物価高騰対策支援金」とは、前条の目的を達するために、この要綱に基づき、市が物価高の影響下にある世帯に対して交付する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高騰対策支援金の支給対象者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されたこととなったものを含む。）で構成される世帯の世帯主とする。

(支給額)

第4条 物価高騰対策支援金の支給額は、世帯の人数に6千円を乗じて得た額とする。

(受給権者)

第5条 物価高騰対策支援金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときには、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 市長は、物価高騰対策支援金の支給対象者のうち、あらかじめ金融機関の口座など支給に必要な情報を把握している者にあっては、手続が不要な旨等を記載した通知書を送付のうえ、把握した口座に振り込むものとする。

2 前項に該当しない者で、物価高騰対策支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、確認書の提出により申請を行う。

3 確認書による申請に基づく支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。この場合、第4号及び第5号の方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号まで的方式による支給

が困難な場合に限る。

- (1) 郵送申請方式 申請者が確認書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が確認書を市の窓口に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 電子申請方式 申請者が確認書を電子申請により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (4) 窓口現金受領方式 申請者が確認書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
 - (5) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式
- 4 第1項に規定する通知書の送付を受けた者から、市長が指定する日までに物価高騰対策支援金の交付を辞退する旨の申出がなかった場合は、当該交付を希望し、及び受領する旨の意思表示があったものとみなす。
- 5 申請者は、物価高騰対策支援金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証するものとする。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として前条の規定による確認書の提出により支給の申請を行い、又は物価高騰対策支援金を受領することができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。ただし、前条第3項第3号の電子申請方式による場合にあっては、代理人による申請は行うことができないものとする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人は、物価高騰対策支援金の確認書の提出による申請をするときは、確認書の委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として、署名欄に委任者本人が自署するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるここと等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 物価高騰対策支援金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 第6条第2項に規定する確認書の提出期限は、令和8年4月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高騰対策支援金を支給する。

(物価高騰対策支援金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、支援金給付事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書の提出期限までに第6条の規定による確認書の提出による申請が行われなかつた場合には、支給対象者が物価高騰対策支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行つた後、確認書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により物価高騰対策支援金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた物価高騰対策支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 物価高騰対策支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の物価高騰対策支援金については、本市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センターに設置する一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条又は第10条の2に基づく命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センターに設置する一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）又は行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体又は補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（女性自立支援施設等に申出者が児童とともにに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）